

【株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

➤ IR担当に管理本部統括を指名する。

(ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

➤ 管理本部統括は、管理本部（総務部、財務部、経理部）および内部統制室等の株主との対話を補助する部門を含めて統括し、IR活動全般を通じて日常的に部署間の連携を図る。

(iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み

➤ IR問い合わせ窓口である総務部で投資家からの個人面談に対応するとともに、機関投資家向けに企業説明会を適宜開催し、代表取締役またはIR担当取締役が説明する。

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

➤ IR活動により把握された株主の質問・意見については適宜取り纏め、経営陣にフィードバックし、当社経営の点検・改善に活用する。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

➤ 株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社の情報管理規程に基づき、インサイダー情報管理の徹底に留意する。